（同）同　宮川　学
（社団法人大日本水産会専務理事）　重　義行
ロシア連邦の二百海里水域における日本国の漁船によるロシア系さけ・ますの二千十一年における漁獲に関する日ロ政府間協議日本政府代表代理を命ずる
期間は本件協議の議事録が正式署名される日までとする（各通）
山口　博　廣田　聰　谷　敏行
簡易裁判所判事に任命する（各通）
（東京地方裁判所判事補兼東京家庭裁判所判事補・東京簡易裁判所判事）判事補兼簡易裁判所判事　吉田　達二
（静岡地方裁判所判事補兼静岡家庭裁判所判事補・静岡簡易裁判所判事）同　久保田千春
（大阪地方裁判所判事補兼大阪家庭裁判所判事補・大阪簡易裁判所判事）同　塚田　有紀
（同）同　大和　隆之
（名古屋地方裁判所判事補兼名古屋家庭裁判所判事補・名古屋簡易裁判所判事）同　深見　翼
（岡山地方裁判所判事補兼岡山家庭裁判所判事補・岡山簡易裁判所判事）同　芝　明子
（仙台地方裁判所判事補兼仙台家庭裁判所判事補・仙台簡易裁判所判事）同　髙橋　幸大
（札幌家庭裁判所判事補兼札幌地方裁判所判事補・札幌簡易裁判所判事）同　田中　結花
兼官を免ずる（各通）（以上三月二十五日）

防衛省

（ちはや艦長）一等海佐　徳納　則雄
統合幕僚学校研究室勤務を命ずる
（鹿屋航空基地隊司令）同　森　敏彦
第一航空群司令部付を命ずる
（下総教育航空群司令部幕僚）同　西川　文敏
鹿屋航空基地隊司令を命ずる
（うんりゅう艦長）同　杉山　治
第一潜水隊群司令部幕僚を命ずる
（まきしお艦長）同　吉田　誠
潜水艦隊司令部付を命ずる
（海上自衛隊第一術科学校研究部長）同　**舩**渡　健
佐世保地方総監部付を命ずる
（第三航空隊副長）同　大野　敏明
下総教育航空群司令部幕僚を命ずる
（海上自衛隊第一術科学校教育第二部長）同　島村　雄司
兼ねて海上自衛隊第一術科学校研究部長を命ずる
（航空自衛隊第二術科学校副校長）一等空佐　石田祥一郎
兼ねて学生隊長を命ずる
（航空総隊司令部防衛部演習計画課長）同　関　俊彦
航空開発実験集団司令部研究開発部計画課長を命ずる（以上三月一日）
（海上自衛隊幹部学校付）一等海佐　岡田　岳司
統合幕僚学校教育課勤務を命ずる
（陸上自衛隊幹部学校付）一等陸佐　上田　和幹
陸上幕僚監部防衛部防衛課勤務を命ずる
（海上幕僚監部総務部総務課総務調整官兼総務班長）一等海佐　小松永秀一
海上幕僚監部総務部総務課総務班長の兼補を解く
（海上自衛隊幹部学校付）同　山内　康司
海上幕僚監部総務部総務課総務班長を命ずる
（海上幕僚監部人事教育部人事計画課調整官兼企画班長）同　園田　直紀
海上幕僚監部人事教育部人事計画課企画班長の兼補を解く
（海上自衛隊幹部学校付）同　**藤**澤　豊
海上幕僚監部人事教育部人事計画課企画班長を命ずる
（同）同　大西　哲
海上幕僚監部防衛部装備体系課勤務を命ずる
（同）同　髙橋　賢悟
海上幕僚監部装備部艦船課勤務を命ずる
（同）同　吉田　圭司
阪神基地隊勤務を命ずる
（同）同　堀　義晴
海上自衛隊第二術科学校勤務を命ずる
（同）同　佐々木　孝
海上自衛隊第四術科学校勤務を命ずる
（同）同　近藤奈津枝
海上自衛隊艦船補給処勤務を命ずる
（同）同　川久保正彦
南関東防衛局総務部勤務を命ずる
（同）同　飯塚　祥平
中国四国防衛局総務部勤務を命ずる（以上三月七日）
（航空自衛隊第二術科学校副校長兼学生隊長）一等空佐　石田祥一郎
学生隊長の兼補を解く（三月十日）
（防衛監察本部監察官）陸将補　髙橋　勝夫
兼ねて統合幕僚監部付を命ずる
（海上幕僚監部防衛部防衛課）一等海佐　福田　達也
（航空幕僚監部運用支援・情報部情報課武官業務班長）一等空佐　阿蘇　晋一
兼ねて統合幕僚監部運用部勤務を命ずる（各通）
（陸上幕僚監部防衛部防衛課）一等陸佐　上田　和幹
兼ねて統合幕僚監部防衛計画部計画課勤務を命ずる（以上三月十四日）
（陸上自衛隊幹部学校研究課長）一等陸佐　浦野　重之
兼ねて陸上幕僚監部装備部武器・化学課勤務を命ずる（三月十五日）
（呉基地業務隊補充部付）一等海佐　星山　良一
いせ艦長を命ずる
（ひえい艦長）同　染田　良弘
海洋業務群司令部付を命ずる
（第一六護衛隊司令）同　江之口　譲
海上自衛隊幹部学校勤務を命ずる（以上三月十六日）

最高裁判所

○定年退官
簡易裁判所判事田中洋三は三月二十二日限り定年退官

皇室事項

信任状捧呈式
三月二十五日午後三時、宮中において、新任本邦駐在エチオピア国特命全権大使マルコス・テクレの信任状捧呈式を行われた。
三月二十五日午後三時三十分、宮中において、新任本邦駐在ブラジル国特命全権大使マルコス・ベゼーハ・アボッチ・ガルヴァンの信任状捧呈式を行われた。

御祝電
天皇陛下は、三月二十六日バングラデシュ国の独立記念日につき、同月二十五日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

労　働

争議行為の通知の公表について
労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、公立学校共済組合職員労働組合から、賃金引き上げ等の要求に関して、平成23年４月１日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（山形県、東京都、岐阜県、広島県及び愛媛県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。
平成23年３月29日
厚生労働大臣　細川　律夫

別表
山形県　公立学校共済組合東北中央病院
東京都　公立学校共済組合関東中央病院
岐阜県　公立学校共済組合東海中央病院
広島県　公立学校共済組合中国中央病院
愛媛県　公立学校共済組合四国中央病院

公　聴　会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催
ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。
平成二十三年三月二十九日
関東経済産業局長　照井　恵光